

『性の視点から見る、子どもの健全な発達に向けて【導入編】』を 読むに当たっての留意事項のご案内

！ チェックリストではありません

これは、各施設や職員が守るべき「チェックリスト」「ガイドライン」「マニュアル」としての役割を担うものではなく、それぞれの施設や職員が、子どものより安全・健全な発達を支える観点から、それぞれの環境や現状を見直す際の要点を示したものとなっています。この視点を提供することが、子ども一人一人の養育環境の改善に真摯に取り組む方々にとっての一助になることを切に願い、作成しております。

【知識編】は読了までに一定の時間を要することなどから、この度【導入編】を作成いたしました。**導入編は、最初に取り掛かることが出来そうな項目を厳選しています。**性的視点からの取組は、子どもの権利の保障や、子どもの健全な発達を実現するうえで重要な要素となりますが、子ども、施設等の様態や環境はそれぞれ異なります。下記の限界を踏まえたうえで、それぞれの社会的養護関係施設等で、**下記の限界を踏まえたうえで、【導入編】を手に取り、施設等ごとのそれぞれの状況に応じた取組が一步進むことの助けになればと考えています。**

！ いくつかの限界があります

【導入編】及び【知識編】は、「社会的養護関係施設等における子ども間の性的問題」という観点からポイントを整理するものとなっており、平成30年度に実施した社会的養護関係施設等における子ども間の性的問題に関する全国調査、令和2年度に実施した知識編の活用状況に関する全国調査、抽出インタビュー調査、現場有識者で構成される検討委員の意見を基に作成しております。そのため、すべての観点を網羅しておらず、すべての施設種別や施設等への妥当性は確認できていない等の限界があります。活用にあたっては、**ご自身の施設等で援用できないものもあるため、それぞれの状況に応じて、取組の素材や基礎材料として活用いただけますと幸いです。**

【知識編】見出しのご紹介 【知識編】は以下のような項目について、詳細に記載しております。

第1章			第2章		
1-1	p5	生活環境への配慮・生活支援上の事案防止配慮	2-1	p19	入所前の情報収集
1-2	p7	事案防止のための関係・風土・体制づくり	2-2	p21	入所時点・入所初期対応
1-3	p8	予防・早期発見のための日常的なアセスメント	2-3	p22	入所中の子どもとの関わり
1-4	p9	特別に支援が必要な子どもへの配慮	2-4	p24	入所中の子どもに関する基本体制 (第1章 関連ポイントの再掲)
1-5	p10	入所時の対応	第3章		
1-6	p11	(自立)支援(治療)計画の策定と定期評価	3-1	p26	初期対応(子どもの安全確保と事実確認)
1-7	p12	性教育・心理教育などの体制・男女間に関する 取り決め	3-2	p27	初期対応(施設内・保護者説明・関係機関連携を含む 情報管理体制)
1-8	p13	トラブル対応のための職員体制・チームづくり	3-3	p28	子どもの行動(言動)から見た事案全体に関するアセ スメント
1-9	p14	関係機関との基本連携体制	3-4	p28	事案に関与した子どもへの支援【基礎編】
1-10	p15	施設内支援プログラムの整備	3-5	p29	事案に関与した子どもへの支援【健常の範囲を超えた 事案】
1-11	p16	性的トラブル発生に係る対応体制などの整備	3-6	p30	事後評価・再発防止の支援体制
1-12	p17	里親・ファミリーホームについて			

! その他の留意事項

本資料は、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究」で実施した内容に関する要約資料である。

本調査研究は、過年度調査で作成されたチェックポイントについて、社会的養護関係施設等における認知度や活用状況を把握するとともに、施設等の現場において試行的に実践し、その結果を評価・分析してチェックポイントの内容や機能の充実を図ることを目的に実

施した。調査手法は社会的養護関係施設等に対するアンケート調査及び、試行インタビュー調査を採用した。調査結果及び「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究 検討委員会」の有識者の知見等に基づき、「性の視点から見る、子どもの健全な発達に向けて【導入編】」を作成した。

同検討委員会から、本資料及び調査研究報告書の適切な閲覧・活用等における留意事項を提示する。

■ 社会的養護関係施設等に入所中又は入所していた子どもへの「ラベリング」「差別」等の被害が生じないことへの配慮

- 本報告書は、調査によって明らかとなった、子ども間で生じた性的な問題等の社会的養護関係施設等での認知・対応状況等についてとりまとめて報告するものである。この情報については、メディア等の扱いも含め、子どもの尊厳と権利擁護の観点から最大限の配慮をお願いする。
- 本報告書の情報について、児童養護施設、一時保護所、ファミリーホーム等に入所／委託措置中又は入所／委託措置されていた子ども（以下、「社会的養護関係施設等に入所中又は入所していた子ども」と略記する）に対して不当な偏見や誤解、差別的な印象を生じさせるような扱い、社会的養護関係施設等に入所中又は入所していたというだけで、その子どもが常に性的な問題に関与しているかのような誤解や偏見を助長することがないように、特に慎重な配慮と対応をお願いする。

■ 本調査の対象となる「子ども間の問題」及び「性的問題」の範囲

- 本調査の対象となるチェックポイントは、社会的養護関係施設等に入所中の子どもについての「子ども間で起こった問題」を対象としている。したがって、その他の大人、施設職員や里親、子どもに関わる大人と子どもとの間で生じた問題、入所していない子どもとの間で生じた問題は対象としていない（ただし、里親・ファミリーホームの養育者の実子との問題は同一生活環境内での「子ども間」に該当するとして対象としている）。
- また、本調査の対象となるチェックポイントにおいて「性被害」、「性的問題」は次のとおり捉えられている。

田口 真二・平 伸二・池田 稔・桐生 正幸 編著(2010)『性犯罪の行動科学 発生と再発の抑止に向けた学際的アプローチ』(北大路書房)では、性犯罪を「身体的かつまたは心理的な性的被害を与える行為であり、被害を受けた人がその被害を認識する必要は無く、加害者に性的な目的があれば、行為自体に性的内容がともなう必要もない」と定義することを提案している。本報告書およびチェックポイントにおいては、この定義に立脚して「性被害」を捉えることとする。併せて「性的問題」とは各施設現場において、見聞きされる子どもの行動・言動について、支援者が性的な要素を持つと感じ、何らかの子どもへの指導・支援としての関与が必要とされた様々な事案全体を指すこととする。したがって、関与があったとされるすべての事例が常にトラブルを示すものではない。

- 上記の定義を踏まえ、メディア等の扱いも含め、特に慎重な配慮をお願いしたい。

■ 報道にあたっての原則

- 子どものメディア報道の原則（UNICEF の倫理的ガイドライン）に準じ、子どものさらなるスティグマや差別、非難をしないような報道を心がけるよう、強くお願いしたい。
- 本調査研究の成果物一式は、子ども一人一人の養育環境に改善に真摯に取り組む職員等の一助になること、ひいては社会的養護関係施設等に入所中又は入所していた子どもの福祉に寄与することを企図している。メディア等の扱いも含め、本調査趣旨を踏まえた倫理的な配慮と対応を改めてお願いする。